

高額な物干しざお、移動販売での購入トラブルに注意！

【事例1】

昨日、軽トラックで物干しざおを販売している業者が訪問し、「錆びているので交換しませんか。」と言われた。親の介護をしていて物干しざおを購入しに行くのは難しいので、料金を確認せずに依頼し、土台、支柱、物干しざお3本を設置してもらった。料金支払い時に20万円を請求された。高額なのに驚き「高い」と言うと、安くする方法として保証を付けない、領収書を渡さないということを提案され、15万円を払った。領収書を受け取っていないので、業者名・連絡先は分からない。

【事例2】

40年間使用している鉄の物干しざおを買い替えたいと思っていたところ、「1本1,000円」と放送している軽トラックが通りかかったので呼び止めた。古いさおを引き取るというので依頼した。いくらかと訊ねると表を見せられ、2,800円という文字があったと思うがはっきり分からなかったが、高くても5,000円くらいだと思っていた。業者がさおを切って長さ調節をした後、1本16,000円と言ったので驚いたが、怖くなったので購入した。手持ちのお金が少なかったため金融機関まで行き調達し、近くで待っていた業者に支払った。高額だと思う。

高齢者や女性にとって、古くなった物干しざおや物干し台の交換は簡単ではなく、自宅前で販売してくれる移動販売は便利な存在です。一方で、消費者に安い価格で呼びかけながら高額な代金を請求したり、消費者を怖がらせて支払わざるを得ないようにするなどのトラブルも見られます。

【消費者へのアドバイス】

- ① 声をかける場合は車体に業者名が書かれているか確かめるなど慎重に見極めましょう。
- ② 購入する前に品物、長さや本数、価格をはっきり確認し、納得できない場合はお金を支払わないようにしましょう。
- ③ 連絡先を書いた領収書等を受け取り、車のナンバーも控えましょう。
- ④ 断ることが難しい場合は、周囲の人や110番に電話するなど、助けを求めましょう。
- ⑤ クーリング・オフできる場合もあります。消費生活センターに相談しましょう。

困ったときは、まず消費生活相談室にご相談ください！

<三芳町消費生活相談室>

月・火・木・金曜日（電話・来所） 午前10時～午後12時、午後1時～午後4時

※上記曜日以外 行政職員対応

電話番号：049-258-0019（内線292）